

〔研究ノート〕

監査と会計責任

—Sherer と Kent の所説 (3)

山 上 武

今回は Sherer と Kent の監査論のうち監査の新しい動向を論じた第三部「監査の拡張された職能」の各論の最後、第12章「社会会計責任と監査」をまとめてみたい。社会会計（社会責任会計）なり社会監査（社会会計監査）は、理念的な萌芽は相当以前よりあったのであろうが、具体的に企業会計の場で論じられるようになったのはごく最近のことであり、それらの理論なり技法は殆どまだこれからの研究開発をまわっている会計学の最も新しい領域の一つであるといえる。

社会会計責任と監査^(訳注1)

1. 序 論

社会監査は本書のこの部（第三部「監査の拡張された職能」）の最後の例である。社会監査の基礎的概念の起源は既に19世紀に遡ることができようが、監査活動として認められ一般に受け入れられたのは1960年代に入ってからである。

社会会計責任の受容及び社会監査の実施が北米及び西欧の高度産業化経済諸国に限られていることは注目すべきことである。このことについて考えられる解釈は、物質的福祉の高水準が既に達成されたとき初めて、環境の質、労働条件や機会の均等といった非経済的、非財務的な要素に考察が向けられるであろう、ということである^(原注1)。1960年代、

先進欧米諸国は、完全雇用と高い生活水準を達成しており、その結果、生活なり社会福祉の一般的な質に貢献する非経済的な要素の幾つかにより注意が向けられるようになったのである。

従って、現在、これらの国々において物質的な生活水準が低下しているわけではないが停滞している状況では、社会会計責任なり社会監査に対する関心が、学問上のテーマとしてもまた実際の統制機構としても相当に減退していることは真に驚くにはあたらないのである。それどころか現在、基礎的な事柄、雇用及び物質的な生活水準に再び努力を集中すべきだという声が高い。

しかしながら、社会監査は現代の組織体を監視する一つの重要な機構として既に存在してきたし、疑いもなくこれからもそうあり続けるであろう。社会監査は少なくとも二つの面で大きな成功を収めた。即ち第一に、会社がその営業方針を変えるように説得した幾つかの著名な例——例えば石油に含まれる鉛の量を減らす——が存在すること。第二に、あらゆる形態の組織体は様々な関係者の、財務上と非財務上の諸目的間に均衡をとることの必要性が従前よりはるかに自覚されるようになったことである。社会監査の実施はその時々の経済情勢によって強調されたり、衰退するであろうが、かかる上述の、組織体の態度の変化は永続的なものであり、かつまた影響を及ぼし続けるものと考えられるのである。

2. 目的及び定義

社会監査の基本的な目的は、組織体をしてその社会的行動^(訳注2)について、関係者に対して、より責任をもたせることである。我々は既に会計責任はすべての形態の監査の基礎にある極めて重要な概念であることを確認してきた。しかしながら、他のタイプの監査——そこでは会計責任が組織体の所有者或いは経営者会に向けられている——に比べて、社会監査の聴衆或いは依頼者は組織体のシステムにおける他の関係者グループの組合せなのである^(訳注3)。従って、社会監査は主として、従業員、消費者、地域社会といったグループに何らかの組織体に対する統制力を与える手段であるといえる。社会監査は、組織体がこれらの関係者の要求(needs)や期待(expectations)をどの程度満たしているのかを査定し、当該組織体がそれらの期待に関連してその行動を改善しうる方途を勧告しようとするものである。

一般的には社会監査は次のように定義しうるであろう。

「ある組織体の経営者が、その組織体の各種の関係者に、その社会的行動に関する決定や方針を説明し、正当化して組織体の社会的責任を高めるための何らかの機構」^(訳注4)

この定義から、社会監査の必須的な要素は、組織体についてその関係者への情報の伝達であることが分る。社会監査は特に組織体の従業員の福祉、消費者及び社会についての決定と方針の影響についての情報を提供するものなのである。経営監査の幾つかのタイプのもと同様に、社会監査は製品の生産についての能率性の測定よりも要求が充足されているその程度の測定により関心をもつものなのである。

社会監査の職能の範囲は今まで論じてきた他の監査職能の範囲より明確には定義されていない。それは唯一の関係者グループの観点のみとりあげ、彼らのその諸目的を如何に満たしているかについての組織体の情報を提供することもありうる。フランス、ドイツ及びオランダの多くの会社で作られている「社会会計報告書」(social accounting report)は関係者のうち従業員グループのためになされている社会監査の一例とみることができよう。これらの報告書は経営者によって作成されるのであるが、それが雇用方針、労働条件及び健康や安全の記録の情報を含んでいる^(原注2)ので、通常の会計報告書とは全く異なる。従って、それらは組織体の従業員の福祉に影響を及ぼす多くの非財務上の諸要素に関連しているものなのである。イギリスにおける「従業員報告書」(employee report)も、ある程度同様な目的を達している。もっともその主目的は従業員に通常の財務諸表をずっと分り易い形で提供することにあるのだが。

同様に、マスメディア中に伝えられる個々の断片的調査報告も社会監査の一種であるといえる。かかる調査はしばしば組織体の行動を消費者の諸目的に照らして評価するものであることが多い。その一例はイギリスにおいて消費者連盟(Consumers Association)が行なう製品及びサービスの信頼性と安全性についての報告がある。

社会監査報告の上記のタイプは唯一のグループに向けられたものではあるが、それでもなおその作成は決して容易なものではない。主要な困難さの一つはどのグループも組織体に関して複合した諸目的(multiple objectives)をもっていることである。例えば、地域社会とそれが化学工業会社に対する関係を考えてみよう。地域社会はその会社が提供する雇用機会に明白に関心をもつが、工場より流出する廃棄物によってもたらされるかもしれない健康に対する危険の可能性についても憂慮す

るわけである。社会監査報告書は、もしそれが会社の地域社会にもたらす社会的便益或いは損失 (social benefit or loss) を全体的に査定しようとするのならば、上述のそれぞれの領域における会社の行動についての情報を提供することに努めるべきである。かかる状況を単に財務数値によって表現される情報の信頼性を高めることに関与している法定監査人のおかれている状況と比べると、そのむずかしさは明白であろう。

このような測定及び報告上の困難性は社会監査が一関係者グループ以上の諸目的をとりあげようとするときと更になります。社会監査は理想的には各関係者グループに適切な情報を提供して、組織体の全体としての社会的行動について査定 (assess) をしようとするものなのである。かかるタイプの社会監査——それは広範囲の行動の測定値を用い、そのあるものは量的なものであり、あるものは質的なものとなる——は幾つかのアメリカの会社で好まれている。即ち、そこでは経営者は会社の幾つかの社会的目標——少数民族の雇用、汚染防止や地域社会への奉仕など——への前進を報告しているのである。かかる包括的社会監査は例えば、各種の組織体の社会的に無責任な行動を明らかにすることを任務とする、PIRC^(訳注5)の如き独立した機関によっても行なわれているのである。

このような社会監査の内容のより詳細な分析及びその固有の測定問題の幾つかに立ち入る前に、本節の主な所論を再説しておくことが有用であると思う。社会監査とは組織体の社会会計責任を高めるための統制機構である、と定義しうる。従って、それは通常はその組織体と社会的又は財務的な関係をもつ様々な関係者グループに向けられるものではあるが、なおすべての主要な関係者に組織体の統制に役立つ情報を提供しようとするものである。それは当該組織体の社会的責任^(訳注6)の諸目的がどの程度達成されているのかを強

調することによって、他の種類の監査に対してその不足を補う作用をするものである。従って、社会監査はその組織体の生産物がその関係者の福祉全般に寄与している貢献の度合という有効性の測定に特に関連するわけなのである。

3. 政府が行なう社会監査^(訳注7)

我々は先に社会監査の起源は既に19世紀にまで遡れることを述べた。これら初期の努力は通常、産業革命の悪い影響の幾つかから従業員を保護することを企図した社会政策的立法により具体化されたのである。かかるタイプの立法は John Wood のような自由主義的な実業家や Ashley 卿 (後の Shaftesbury 伯爵) のような博愛主義の地主によって支持された。彼等の努力の成果は、工場における婦人、子供の労働時間を制限するための一連の社会的改革であって、それは1833年、44年、47年の「工場法」(Factories Act) 及び1842年の「鉱山法」(Mines Act) によって法制化されたのである^(訳注3)。これらの法律の意義及びそれらが何故、社会監査の最初の事例と言えるのかは、これらの法律に規定の実施を強制するための検査官 (inspector) の規定がおかれていたからである。検査官は工場や鉱山に往査し、そこで見出した状況について報告書を作成したのである。この報告書は議会に提出されたのであり、これが、立法者及び一般民衆が産業機構の労働及び社会への影響について、初めて目を見開かせたのであった。

19世紀における工場立法は、国家政府が会社に、社会的に責任のある行動をとらせること、かつそれを監視するために法律を作り、活用すべきであるという考えの先駆をなしたのである。今日でもなお、立法化は各種の関係者に統制のための情報を提供する規定を含めて、社会的責任を高めるための重要な機構となっている。社会会計責任を増進するための法令は、多くのタイプの組織体とそれ

らの活動の大部分の分野を包括している。例えば、1974年の「労働者健康及び安全法」(Health and Safety at Work Act)は機械による危険防止及び危険な原材料の取扱いに関する最低限の基準を設けることに加えて、使用者に対して従業員の健康及び安全に関する記録と方針についての報告を要求している。同様に、1975年の「雇用保障法」(Employment Protection Act)の重要な規定の幾つかは、公認された労働組合への情報の開示についてのものである。

しかしながら立法化はそれ自体では社会会計責任の有効な方法とはなりえない。我々は第二章で法令が会社に対してその財務状況についての真実かつ公正な姿を示す報告書を公表することを要求しているが、なおかかる財務会計責任の監視と強制は法定監査人によって遂行されることをみたわけである。組織体の関係者に対する社会会計責任を高めるため法令もまたそれが監視し、強制されることが必要であり、そしてこのことは通例、独立した政府機関^(訳注⁸)によって行なわれる。かくて「労働者健康及び安全法」への準拠性は「工場検査局」(Factory Inspectorate)によって監視され、「雇用保障法」は「勸告・調停及び仲裁委員会」(Advisory, Conciliation and Arbitration Service, ACAS)によってなされ、1975年の「性差別に関する法律」(Sex Discrimination Act)——これは職場における婦人の機会均等を増進することを目的としたものである——の施行は「機会均等委員会」(Equal Opportunities Commission)によってなされることになっているのである。これらの例はすべてイギリスのものであるが、かかる政府による監視機関はアメリカでも同様な法令の社会監査を行なうために設置されている。例えば「雇用機会均等委員会」(Equal Employment Opportunity Commission)は、職場におけるあらゆる種類の差別に関する苦情を調査するし、また「環境保護局」(Environmental

Protection Agency)は、組織体の環境汚染防止についての法令の順守努力を監視しているのである。

これら政府機関によって行なわれる調査は先にのべた社会監査の定義に含まれている特徴を示している。それらは組織体をしてその活動の社会的影響についての情報を提供せしめ、そのことによって組織体の関係者に対する社会会計責任を増進させようとするものである。しかし、それらは組織体により社会的に責任ある方針をとらせることを推進するにはごく部分的にしか成功しなかったのである。これには三つの主な理由が挙げられる。第一に、これらの機関は法令の、その現在の規定を強制できるだけなのであって、多くの場合、法令は組織体の産業間、或いは異なる構造上又は経済上の相違を無視して、単にある最低限の基準を要求するにすぎないということである。第二に、これらの機関が人員その他が不十分なものになり勝ちであるということである。例えば、該当するすべての組織体に定期的に往査し、それが関連する法令を順守しているかどうかを完全に調査するには、工場検査人が少なすぎるのである。第三に、各機関間の協力が殆どないため、その結果として、ある組織体の特定の分野——例えば、汚染防止活動——における社会的行動について査定がなされても、その組織体の社会的責任を果たす方針や計画についての全体としての有効性について、何らかの結論に達することはできないのである。政府による社会監査は、こういった制限があることが一つの理由となつて、今一つの種類の社会監査が抬頭してきたのである。それは政府規定の基準によることなく、ある特定の継続的な基準の上に、社会的行動に関して監視をし、情報を提供しようとするものである。

4. 自主的な社会監査

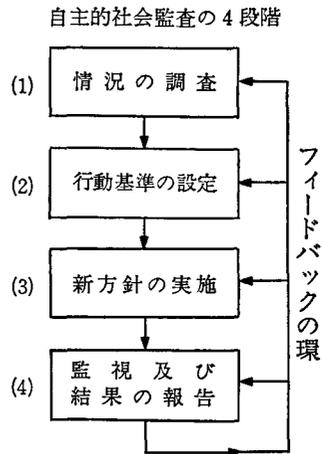
ヨーロッパではイギリスを含めて、社会監

監査と会計責任（山上）

査の法制化タイプ（政府が行なう社会監査）が企業その他の組織体に社会的責任を強制する多分最も普通の方法である。アメリカとカナダでは、既出の如く政府機関も大切な役割を果たしているが、組織体による自生的な社会監査の方が社会的責任測定の方法としてはより適当なものと考えられている。自主的社会監査によって作成される主なものは、組織体の経営者によって作られる「社会責任報告書」(social responsibility report)である。これは多くは、特別に依頼した専門家と協力して作られているのである。北米においてかかる方式が人気があるのは、会社企業が政府又はその機関による厳格な規制を事前に防止し避けることと、多分に一般大衆における会社企業のイメージをよくすることにある。

自主的社会監査は、経営者についての受託責任 (trustee ship) アプローチの適用に他ならない(原注4)。受託責任経営は第一章でのべた仲裁者 (arbiter) としての経営者の概念に似ており、経営者は、得意先、従業員、仕入先及び社会や株主の競合する諸要求間に公平な均衡を保つ責任があることを認めるものなのである。自分達が単に株主の代理人というのではなく、様々な関係者のための受託責任を負う者であるということを知る経営者は、一種の啓発された営利業者 (enlightened self-interest) となる。というのは彼等は伝統的な経済価値をそのまま受け入れることはしない。例えば、彼等は企業の存続にとって利益が重要であることは認めはするが、なお、社会的な価値、特に従業員の福利厚生や環境保全が企業の方針決定に利益と同様に大切に考慮されねばならないと信ずるのである。

自主的社会監査は、経営者自身によって始められ、行なわれるものなので、その目的及び範囲は会社によって相当に変わる。しかし、多くの自主的社会監査は次の図で描かれた四つの一般的な段階 (stage) より成るものである(原注5)。



(1) 状況の調査

まず始めに経営者は一又はそれ以上の関係者グループに社会的影響を及ぼす可能性のある、組織体内におけるすべての活動を確定する。例えば、組織体はそれが使用している技術がその地域の汚染量や従業員の健康や安全の状況に影響している可能性があることを認める、などである。

(2) 行動基準の設定

ついで経営者は、その社会的責任を改善しようとする一又は二の活動を選定するのである。既存の方針を確認した上で、経営者は、改善された行動のための目標を定める。かかる計画のアメリカにおける真に良い例として少数民族の雇用に関するものを挙げることができる。経営者は少数グループに属する従業員の比率を、例えば5%から10%にあげることを決定するのである。これは自分達が機会均等を与える雇用者であることを誇示したいためなのである。時には、基準が地域社会における慈善事業団体への寄付金といった様な財務上の表現で設けられることもある。

(3) 新方針の実施

社会的責任についての新たな目標を達成す

るために、経営者は新たな方針及び手続を実施しなければならないであろう。組織体が少数民族グループの雇用機会を増そうとするならば、募集手続を変えることが必要となろう。多分、少数グループよりの応募者をより多くするためにその民族の新聞とか学校に求人広告をだすなどの方法によるなどである。同様に、もし組織体が顧客に対するサービスの信頼性や品質を改善しようとするならば、経営者は特別なスタッフ訓練計画を始めねばならないであろう。

(4) 監視と結果の報告

最終の段階は、改善された社会的責任のために設定された目標を達成するための、新しい方針の成否或いは有効性の評価を含むものである。この評価は、少数民族グループよりの従業員の数の増加計画の如き場合は、比較的単純明瞭なものであろうが、他の計画、例えば顧客へのサービスの品質の改善などの場合は、代替的測定値——例えば顧客より出された苦情の数——が必要となる。この最終段階はまた、特に作成された社会責任報告書によって、例えば従業員、消費者及び地域社会などの関連した関係者グループにその評価の結果を伝達することを含むものである。

監視と結果報告の段階は、自主的社会監査の終りではない。調査の結果は、次に関係者に対する組織体の社会的責任の改善を続けるための経営者に対するフィードバック情報となるのである。ある計画の目的が達成されたならば、次にそれは他の活動の社会的影響をみつめるべき合図となる。もしその目的が達成されなかったならば、経営者は新方針の実施か或いは、少なくとも短期的にはそれが実行不可能であったのでかかる従前の目標を下方修正しなければならないかもしれない。例えば少数民族グループよりの従業員の比率が10%の目標にも拘わらずわずかに5%から

6%に増したにすぎないならば、経営者は組織体における雇用機会の宣伝のために少数民族グループの多い学校、大学へ行くかもしれない。或いは、経営者はその目標増大が希望的にすぎたので、次年度では目標を7%又は8%に下げること考えるであろう。

自主的社会監査はある組織体の社会的責任を、従って社会会計責任を徐々に改善していく一方法なのである。自主的社会監査は、多分それを行なう組織体の大衆におけるイメージの改善に大いに役立ち、かつまた組織体が、株主以外の関係者のグループにより会計責任を負うべきでありまた負えるものなのだという考えを増大させてきたことは疑いないのである。しかし、その社会監査技術としての主な限界は、その目標なり計画目的なりが経営者によって設定されること及びその有効性の評価を行なうのが経営者自身であること、である。かかる限界は、経営者によって作られる社会責任報告書それ自体が、当該組織体の様々な関係者の代表による外部監査を受けることで克服されよう。更に付言すれば、多くの社会監査は一時期に一活動又は一計画にしか集中しない。組織体の社会的責任を全般的に調査し、改善しようとする自主的社会監査が行なわれるのは極めてまれなのである。従って、その結果はしばしば関係者の期待にはるかに及ばないものとなっている。これに対して、次に検討する社会監査の第三のタイプは、組織体の社会的活動を全面的に査定することを試みるのであり、かつまた明白に関係者の観点をもとり入れるものなのである。

5. 批判的社会監査

これは本章でとりあげた三つの社会監査の方法のうち、ずばぬけて最も過激(radical)なものである。批判的社会監査は必ず一或いはそれ以上の関係者グループの自発的な代表者として行動する、監査される組織体より独立

した人々によって遂行される。批判的社會監査の主な目的は、社会的に無責任な方針を行っている組織体を暴露(expose)することにある。批判的社會監査は、その主な目的の一つが、その組織体をしてその関係者に対する態度を変更させることであるので、他の社會監査よりはずっと積極的なタイプの統制機構なのである。

典型的な批判的社會監査は、ある組織体を徹底的に調査し、最終的にはその社会的な無責任ぶりの主な分野を強調する報告書を公表することである。しばしばこれらの社會監査自体、組織体の社会的行動についてそれを極めてゆがめた形で示すとして批判されている。しかしながらそのようなゆがみは、監査されている組織体の経営者が調査する人々に協力することが殆どなく、彼等をして専ら不完全な情報にたよって結論を出さざるをえないようにしていることから恐らく止むを得ないことなのである。

大企業はしばしば批判的社會監査の注意の焦点となっている。もっとも、非営利の組織体、特に政府の諸官僚組織などを関係者により社會會計責任をもたせようとする若干の試みもまた同様になされてはいるが、大企業の方針が重要視されているのは、それらの經濟における重要性の反映に他ならず、従ってまた、それらもつ社會の多くのグループに与える影響力の反映でもあり、なお更には社會監査人自身もつイデオロギーや政治的傾向の反映でもあるのである。次に掲げる三つの事例は、批判的監査の枠組の内、どの様な事柄が調査されるのかを明らかにするものである。

(a) キャンペーンGM

キャンペーンGM（正確な名称は「ゼネラル・モーターズをより責任あらしめるための運動」^(原注6)）は、1970年に「企業責任について提言する会」(Project on Corporate Respon-

sibility)と称する団体によって始められた。この団体は若手弁護士のグループによって作られ、アメリカ自動車産業の活発な批判者でありかつまた著名な消費者利益の擁護者でもあるRalph Nadarの支持をもっていた。キャンペーンGMの主要な目的は大眾にGMの、従業員、消費者及び地域社會に対する社会的行動について知らせ、株主から会社の取締役会に方針の変更を強制しうるだけの支持をひきだすことにあった。この団体「企業責任について提言する会」は、GMの少数株主(GMの全株式285百万株のうちわずか12株を取得)となり、その結果、1970年5月の年次株主総会において幾つかの提案を出すことができたのである。これらの提案は、GMに会社の幾つかの分野における社会的責任の記録を調査するための委員会を設置することを要求したものであった。その分野には、自動車によって生ずる汚染の総額と会社がその減少のためになした努力、自動車の安全性と信頼性を改善するための研究調査費、及び取締役会に従業員、消費者並びに地域社會の代表を加えることによって達せられるべき社會會計責任の増進、などであった。

これに対抗してGMの取締役会は全株主にこれらの提案に反対投票するように呼びかけた文書を発送したのである。従って、これらの提案が株主総会で圧倒的多数で否決されたのは当然であったが、なお、キャンペーンGMは実に5万人以上の小株主の支持をえたのであった。キャンペーンGMは新聞に大きくとりあげられ、社会的責任及び社會會計責任の問題に社會の多くのグループ、機関が関心をもつようにしたといえるのである。実に、それは、「多くの機関——特にハーバード、MIT、ユール、プリンストン、ミシガン及びスタンフォードなどの大学——をして自分達の投資活動をそれまで全く財務上の事柄として考えてきた慣行が果たしてそれでよいのかどうか問い直すきっかけとなった」^(原注7)の

である。更に、1970年8月、GMは、汚染及び安全問題を如何に取扱うかについて取締役会に専門的な勧告を与えるための「社会的方針に関する委員会」(Public Policy Committee)の設定を公表したのである。この委員会は主として取締役会のメンバーより成っており、従って、キャンペーンGMからは社会会計責任の、とうてい認められない形態と考えられたのではあるが、しかしなおGMの態度に相当な変化があったことを示すものであり、株主以外の関係者の利益をより考慮に入れようとする新しい方針を示したものである。

(b) Avon Rubber 社及び Tube Investments 社

PIRCによって1976年行なわれたAvon Rubber社の社会監査^(原注8)は、イギリスで行なわれたこの種の独立した監査で最初のものである。調査人はAvon Rubber社の経営者と労働組合の双方より協力をえたのであった。しかし、その社会監査報告書公表後、経営者はそのすべての結論を否定したのである。全文10万語をこえた、大部のこの報告書は、広告基準、雇用方針、製品の計画的陳腐化、製造技術の労働条件や地域環境に及ぼす影響を含めて、この会社の社会的影響をもつ活動のすべての分野について批判的に検査したのである。

報告書はこれらの分野におけるAvon Rubber社の行動の賞賛と批判の両方を含んでいるが、その意義は通常は株主には、いわんや消費者とか従業員といった他のグループには利用できないような情報を公表したことにある。例えば、調査人はこの企業グループ^(原注9)の5社における産業災害の数及びタイプの詳細を報告し、事故発生率をその産業平均と比較しているのである。調査人は事故防止の方法及び従業員に伝えられる健康並びに安全についての情報の内容について批判的で

あった。しかし、会社はこれらの批判を拒否したのである。

可能なかぎり調査人はAvon Rubber社の社会的行動を定量的に測定しようとした。例えば、工場における騒音レベルを労働省の実施規則で勧告している基準と比べる、などである。しかしながら、他の幾つかの分野、特に、危険な化学物質を取扱う作業の健康に及ぼす影響や製品の信頼性と安全性の分野では定性的判断がなされる他なかったのである。PIRCはAvon Rubber社において、会社がその社会的行動を改善するために新方針を実施したかどうか追跡調査の社会監査をしたかったのであるが、これは経営者の協力がえられず、できなかったのである。

Avon Rubber社の社会監査の前に、PIRCはTube Investments社に同様な調査を行なおうとしたのである。しかし、Tube Investments社の経営者は、それは「我々がその維持をかくも懸命に努力している処の、良好な産業上の諸関係」^(原注9)を混乱させる恐れがあるといって、その調査に非協力的であった。従って、Tube Investments社の社会監査報告書は立証されえない様な、会社外の源泉より得た情報に基づいたものとなったのである。この報告書の事後調査活動の一つとして、PIRCはTube Investments社の年次株主総会において、二つの決議案を通そうとした。第一の決議案は、会社がその社会的活動、特に従業員の健康と安全、汚染防止及び消費者からの苦情処理に重点をおいた包括的な年次報告書の公表を勧告したものであった。第二の決議案は、南アフリカにある当社の子会社が、そのすべての従業員に合理的な水準の報酬を支払うように勧告したものであった。しかし、PIRCは、その年次総会において、これらの決議案を動議としてとりあげさせるに十分な数の株主の支持をえることはできなかったのである^(原注10)。

(c) Consolidated Gold Field 社

批判的社會監査の最後の事例は、やはり南アフリカにおける英国資本の問題をとりあげるものである。1973年、Consolidated Gold Field 社——これは南アフリカにおける第二位の金の生産者である——は CIS の「反報告書」(Anti-Report)^(原注11)の題材となった。CIS^(訳注10)は特定の会社及び特定の産業全体について幾つかの社会監査報告書を発表している。その中で CIS は他を顧みない利益第一主義が非株主関係者及び特に従業員に対して有害な影響をもたらすという強い思想上の信念を表明している。

Consolidated Gold Field 社についての反報告書の主な目的は、会社の利益や株主への配当の創出のために、アフリカの黒人鉱山労働者が負担している経済的及び社会的コストを明らかにすることにあつた。CIS は鉱山労働者がおかれている恐るべき状態を一般に公表し、周知させることで、機関投資家の一部、特に教会、病院、大学及び慈善事業団体の幾つかが会社の取締役会に方針の変更をせまるようになること、或いは、少なくともその持株を恥じて売却しかつそうする理由を表明することを望んだのである。この報告書の公表が Consolidated Gold Field 社の取締役役或いは株主に何らかの直接的な影響を与えたかどうかは何ら証拠がない。但し、これより以前の Rio-Tinto Zinc 社に対する反報告書は、この会社が「社会関係事実報告書」(social facts sheet)の公表を始めることを促進したものと思われるのである。

以上三つの批判的社會監査の事例は、それぞれ異なる思想的観点よりスタートしているが、幾つかの共通点ももっている。これらは、それぞれ自分達が監査した企業は、株主以外の関係者の福祉に対して不十分な配慮しか払っていない、と信じているのである。三例のそれぞれが、法律によっては公開が強制

されていないし、また企業が自主的にも公開していない様な、企業の社会的影響に関する情報を伝えようと試みているのである。これらの社会監査は、それぞれが監査される会社より独立した機関によって企てられているのである。しかし、このことが、報告書が社会的に無責任な行動の例示にのみ集中する傾向をもち、従って、企業に対してかなり偏見をもっているとみられるといった、長所なり短所の原因となっているのである。最後に、社会的行動についての情報の提供は明らかにそれ自身が目的ではないことに注意しなければならない。かかる情報の公開の目的は、株主、政府及び他の関係者自身に、会社が方針の変更をし、社会的責任全般の改善をするように、行動を起こしてもらうためのものなのである。要約すれば、このような批判的社會監査を行なう者の観点からは、社会監査は、もしその組織体の社会的行動の改善を実際に推進することができたならば、そのとき初めて社会会計責任をより高めていくための有効な機構となりうる、ということである。

6. 測定問題

本章で論じた各類型の社会監査はすべて、組織体の関係者に対する社会会計責任の改善における情報の役割を認めているものである。情報は、それが組織体の経営者或いは独立機関のいずれによって供給されようとも、組織体の社会的行動について測定すること、つまり経営者が関係者の要求 (needs) をどの程度満たしているかの評価が必要となる。従って、社会監査人が直面する最も重要な仕事は、社会的行動の適当な測定値の選択に他ならない。経済的行動の評価にはある形式の利益測定が適当であることが一般に承認されているが、社会的行動の測定方法については合意はみられていないのである。我々は以下、この合意欠如の理由の幾つかについて考えてみよう。

第一に、組織体の諸活動は一つ以上の社会的影響をもっているものであり、それらすべてについて一つの測定システムを用いることは実際的ではないし又、望ましくもないであろうということである。例えば、工場における騒音被害の量には客観的な技術的測定値が用いられようが、危険な化学物質による健康の損失には不可能であろう。もし、すべての社会的影響が同一の方法で測定できないのならば、ある組織体と他の組織体との間の社会的行動の比較をすること、従って、それによって社会的責任についての一般の基準を導き出すこと、は不可能とはいえなくとも極めて困難であろう。例えば、大気汚染をする工程をもつ会社と製品に計画的陳腐化をおりこんでいる他の会社を考えてみよう。社会監査は、もし異なる測定値を用いてそれらの影響を査定するならば、一方の会社が他の会社より社会的に責任ありと結論することはできない。一つの可能性は、比較ができるようにすべての社会的影響を財務上の数値で測定することを試みることである。しかし、これらの社会的影響のあるもの、特に健康や安全に関するものは、財務的価値を付することが極めて困難なのである。1977年、アメリカのある裁判所は、自動車事故で焼死した男について、それが自動車の構造上の欠陥によったとして告訴があった事件につき、128百万ドルの損害賠償を認めた(原注12)。かかる驚くべき金額は、懲罰的効果をねらったものであり、また社会が人命や健康に認める価値を反映しようとしたものではあろうが、これは余りにも主観的なものであり、このことは後の上級審での賠償金額が大幅に削減されたことでも明らかである。

第二に、社会的行動のある一局面について幾つかの代替的な測定値が全く正当に使用しうることである。Churchmanは、新空港建設のために収用され取り壊されるStewkeley教区の教会の例を挙げて論じている(原

注13)。可能な代替的評価には、数千ポンドの保険価額や数兆ポンドに至る機会収入の終価が含まれるのである。従って、測定方法の選択は、この教会が新空港建設のための収用購入のわずかの代価か、事実上価格がつけられない如き高額になるかをきめるわけである。かかるタイプの費用対効用分析——ここでは機会原価の見積りが社会的費用の代替的測定値となっている——は組織体内の幾多の活動に適用できるのであるが、これと同様に不確定な結果となる。例えば、ある組織体の製造工程から出される河川の汚染量はその汚染を防止する様に工程を改善するコストで測定できるわけである。しかし、そのコストはある組織体には無視できる程のものかもしれないが他の組織体にとってはその工程自体の建設コストより大となるかもしれないのである。更に注意すべきことは、かかるアプローチは、問題の汚染の産出物——即ち、その河川汚染が及ぼす魚類、給水、休養施設の影響——及び良好な環境の喪失に実際には注意を向けていない。そして社会監査は主として有効性——その組織体の活動が関係者の要求を満たしている程度——に係っているのであるから原価(cost)による測定値の使用は評価の方法としては一般には不適當なのである。

第三に、組織体の諸活動の影響より生ずる利害関係の対立をどの様な測定システムも解決しえないということである。例えば、社会監査報告書が、会社が近隣の河川を汚染し、魚類すべてを殺してしまったことを明らかにしたとしよう。この報告書の結果、かかる汚染を防止する様に会社の工程が変えられる。しかしその費用(cost)は製品の品質及び信頼性の低下という形で消費者に転嫁される。或いは、会社はその汚染を技術的に防止することが不可能であるとし、よって工場を閉鎖することにし、数百人の人々を失業させることを決定する。社会監査は、地域社会、消費者或いは従業員の誰の利益を優先すべきかを決

定しえないし、またそのようなことを試みるべきではない。それができるすべてのことは、組織体の社会的行動についての情報を提供し、その情報が様々な関係者にそれぞれの目的間の代替関係（trade-offs）の査定に役立つことを望むだけなのである。

7. 要 約

社会監査とは組織体の、その様々な関係者に対する社会会計責任を高めるための統制機構である。それは組織体の諸活動の社会的影響を、特に従業員、消費者及び地域社会の観点から評価しようとするものなのである。社会監査の一つは政府による法令に基づいた、例えば従業員の健康と安全、機会均等の改善のための監査であり、しばしば独立した検査官によって強制的に行なわれる。この種の社会監査の限界はその実施に高いコストがかかること及び要求される社会的責任のレベルが低いことである。今一つの形態は、組織体の経営者が自ら行なう自主的社会監査である。ここでは社会的責任の諸目的が定義され、またそれらを達成すべく計画が設定され、結果は監視される。このタイプの監査の主な欠点は、それが経営者自身によって行なわれることであり、それが何らかの独立した立場からの検査を受けなければ、関係者にとっての価値は制限されたものとなろう。第三のタイプの社会監査として考察されたのは、批判的社会監査である。これは独立した機関によって行なわれ、一般に社会的に無責任な行動を明らかにすることに努力が向けられる。しかし、批判的社会監査は極めて一方的なアプローチをとるものであり、かつまた一般に大企業に対して偏見を持っているのである。

社会監査は比較的新しい現象であり、またその背後にある理念は良く確立されており、一般にも受け入れられている。しかしながらそれは重要な実務上の困難さに直面しており、そのことがその成長を妨げているのであ

る。特に、すべての社会的影響が共通した財務上の数値で評価されるべきかどうか、或いは社会的責任の異なる局面には異なる測定値が用いられるべきかどうかといった問題を含めて多くの測定上の問題がある。究極的には、組織体に対する統制機構としての社会監査の成否は、組織体の社会会計責任を改善しうるような、社会的行動の適切かつ整合した測定値をそれが作成し、提供できるかどうかによって依っているのである。

原 注

1. Robert D. Hay, Edmund R. Gray and James E. Gates, *Business Society—Cases and Text*, South-Western Publishing Co., Cincinnati, Ohio, 1976, p. 6.
2. Hein Schreuder, 'Employees and the Corporate Social Report: The Dutch Case', *The Accounting Review*, April 1981, pp. 294-308.
3. Sir Llewellyn Woodward, *The Age of Reform, 1815-1870*, Oxford History of England, Vol. XIII, Oxford University Press, 2nd edn, 1962, pp. 148-56.
4. Robert D. Hay et al., op. cit., p. 5.
5. Raymond Bauer and Dan Fenn, 'The First Attempts at a "Corporate Social Audit"', *Business Week*, Sept. 23, 1972, pp. 88-92.
6. Robert D. Hay et al., op. cit., pp. 51-70.
7. Luther J. Carter, 'Commotion at GM', *The New Republic*, June 6, 1970.
8. 'Avon Rubber Company', *Social Audit*, Spring 1976.
9. 'Tube Investments Ltd.', *Social Audit*, Winter 1973/4, p. 10.
10. Peter MacMahon, 'Shareholders put to the Test', *Social Audit*, Spring 1974, pp. 2-17.
11. Consolidated Gold Fields Limited: *Anti-Report*, Counter Information Services, London, 1973.
12. Philip Jacobson and John Barnes, '£66m damages: the car that carried death in the boot', *The Sunday Times*, 12 Feb., 1978.
13. C. W. Churchman, 'On the Facility, Felicity and Morality of Measuring Social Cha-

nge', *The Accounting Review*, Jan. 1971, pp. 30-35.

訳注

1. social accountability and audit, social accountability は広い意味では social responsibility のことであろうが、なお具体的な社会責任会計 (social responsibility accounting, 単に社会会計, social accounting ともいう) の会計責任をいっている。本書では企業だけでなく様々な組織体全般を考えて論じている。この語は「社会会計責任」と訳す。
2. social performance 前回までの研究ノートでは performance は組織体の様々な活動及びその成果全般を指していたので「業績」と訳したが、本章では比較的狭く、現在企業会計の対象にはなっていない、組織体、特に企業の活動の社会的な影響や効果を批判的な面から言っていることが多いので「行動」と訳す。
3. 社会監査の場合、監査依頼者が誰になるのか必ずしも明確でない。ここで挙げているようなものやこれらを含めた団体が一応考えられるが、なお本章の後にでてくるように公的機関や経営者自身ということもあるようである。
4. 本書第9章「準拠性から能率性と有効性へ」第3節でものべているように、伝統的な財務諸表監査 (法定監査) に比べて、新しい領域の監査 (内部・経営・社会監査) では会計組織 (測定システム) そのものの評価や新しいシステムの開発・選定に主たる関心・議論があるので、この意味で会計と監査が全く重複しているといえる。このことは特に社会監査において著しく、この定義からもうかがえる。
拙稿・本研究ノート(1) 経済論集 55号 pp. 37-38 参照。
5. 後の第5節にもでてくる、「公共利益調査センター」(Public Interest Research Centre) であって、独立した民間の機関のようである。
6. social responsibility 広く理念的に使っている如く思えるが、ほぼ social accountability と同義であろう。但し、後者の方がより具体的な形を考えている如くである。social accountability の方は従来通り「社会会計責任」と訳しておく。
7. government-sponsored social audits 直訳すれば「政府後援の社会監査」であるが、内容は政府が法令に基づいて行なう社会監査であるので簡単にこう訳した。
8. government-sponsored agencies 直訳すれば「政府後援の諸機関」であるが内容は政府の諸官庁・委員会等のことであるので簡単にこう訳した。
9. 本節でとりあげている企業はすべて大企業であり、名称は親会社のみをあげているが、調査対象としているのは勿論、子会社を含む企業集団グループであると思われる。
10. 「反情報サービス」Counter Information Services これも訳注5の PIRC と同じく、イギリスにおける民間の反公害運動等の団体であろう。anti とか counter は会社側公表の情報に対して批判的な立場から、の意であろう。